

議案第48号

職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

次のとおり職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月18日 提出

四條畷市長 銭 谷 翔

提案理由

昨年の人事院勧告の公務員人事管理に関する報告において明らかにされた、仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目のうち、育児又は介護を行う職員の勤務時間及び介護両立支援制度等に関し、所要の整備を行いたく、本案を提案した。

職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間に関する条例（昭和27年条例第94号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第7条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第7条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

4 前3項の規定は、職員の休日及び休暇に関する条例（昭和41年条例第25号）第7条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」

とあるのは、「職員の休日及び休暇に関する条例（昭和41年条例第25号）第7条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 前4項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第2条 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和41年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（休暇の種類）

第3条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇とする。

第4条中「前条」を「第3条から前条まで」に改め、同条を第12条とし、第3条の次に次の8条を加える。

（年次休暇）

第4条 年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、20日とする。ただし、年度の中途において新たに職員となった者及び当該年度の前年度において引き続き勤務しなかった期間として規則で定める期間のある職員の年次休暇の日数は、20日を超えない範囲内で規則で定める。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の年次休暇の日数は、前項の規定にかかわらず、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める。

3 任命権者は、年次休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、

他の時季にこれを与えることができる。

- 4 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、一の年度における年次休暇の残日数をその年度の翌年度に繰り越すことができる。

（病気休暇）

第5条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病により療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

（特別休暇）

第6条 特別休暇は、出産、交通機関の事故、選挙権の行使その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とする。

（介護休暇）

第7条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第9条第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

- 3 介護休暇については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第226号）第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（介護時間）

第8条 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

- 3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第9条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取り扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第10条 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(組合休暇)

第11条 組合休暇は、職員が登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合における休暇とする。

2 任命権者は、職員が登録された職員団体の規約に定める機関で市長が定めるものの構成員として当該機関の業務若しくは活動に従事する場合又は登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に限り、組合休暇を与えることができる。

3 組合休暇の期間は、一の年度において30日以内とする。

4 第7条第3項の規定は、組合休暇について準用する。

本則に次の2条を加える。

(休暇の承認)

第13条 病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、規則の

定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(四條畷市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 四條畷市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「第3条第11項」を「第8条第1項」に改め、同条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正)

2 一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成18年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「第3条第14項の規定による」を「第7条第1項に規定する」に改める。

(四條畷市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

3 四條畷市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「第3条第7項」を「第6条第1項」に改める。